

新潟市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 1 1 号

新潟市行政手続条例の一部を改正する条例

新潟市行政手続条例（平成 9 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第 2 項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 1 4 条第 1 項及び第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を新潟市公告式条例（昭和 2 5 年新潟市条例第 3 7 号）に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 1 0 3 号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を新潟市公告式条例（昭和 2 5 年新潟市条例第 3 7 号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の指定する場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

- 3 新潟市毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「行政手続条例」を「新潟市行政手続条例」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「掲示」を「公示」に改める。

(新潟市毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の新潟市毒物及び劇物取締法施行条例第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新潟市毒物及び劇物取締法施行条例第4条の登録の取消しに係る新潟市行政手続条例第15条第1項の規定による通知がされた場合に適用し、同日前に当該通知がされた場合については、なお従前の例による。